主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、いずれも、原判決認定の事実に副わない事実に立脚して原審の判断を攻撃するものであつて、とり得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_